

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく 情報公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主に対しては、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析、②分析等を踏まえた「一般事業主行動計画」の策定、社内周知、公表、③行動計画を策定した旨の労働局への届出、④女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられており、当院においても行動計画を策定し届出ております。

② 「一般事業主行動計画」の公表

| 社会医療法人 黎明会 宇城総合病院 行動計画 | |
|--|---|
| 職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。 | |
| 1. | 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間 |
| 2. | 内容 |
| <p>目標 1：「育児短時間勤務」制度利用希望者の「育児短時間勤務」利用率は 100%。産休・育休に入る前に「妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレット」を作成して職員に配布し、制度の周知を図り、制度利用希望者に対し制度利用者 100%を維持する。</p> <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年 4 月～ワークライフバランス委員会にて検討・実施 ● 平成 28 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、子育て中の職員を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知 | |
| <p>目標 2：小学校就学前の子を持つ職員が、平成 27 年度は「短時間」6 名、「深夜業制限」20 名、「所定外労働免除」7 名、「時間外労働制限」2 名が利用している。希望する場合に利用できる「育児・介護休業規定」「短時間正社員就業規則」の周知を図り、制度利用を奨励する。</p> <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年 4 月～ワークライフバランス委員会にて検討・実施 ● 平成 28 年度～ 制度の周知、社内広報誌などによる社員への周知 | |

④ 女性活躍に関する情報の公表

労働者に占める女性労働者の割合(雇用管理区分ごとに公表)(委託・派遣労働者を含む)

| 所属部署 | 常勤 | 非常勤 | 委託・派遣 | 合計 |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 診療部(医師) | 0.00% | 22.22% | - | 6.90% |
| 看護部(看護師・准看護師・介護福祉士・看護補助) | 91.81% | 100.00% | 100.00% | 93.17% |
| リハビリテーション部(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・助手) | 55.00% | 100.00% | - | 55.74% |
| コ・メディカル部(薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・管理栄養士・社会福祉士 他) | 58.54% | 100.00% | 86.67% | 71.62% |
| 事務部(医療事務・クラーク・診療情報管理士・経理事務・事務・営繕・送迎・保育士 他) | 63.46% | 18.18% | 84.21% | 66.34% |
| 合計 | 71.80% | 69.81% | 86.30% | 73.83% |

2017/08/01現在